

臨時報告第10号様式

矯正局長 殿 東京矯正管区長	横刑発第3491号 令和4年11月22日 横浜刑務所長
----------------------	---------------------------------------

自殺事故報告（刑事施設）

令和4年10月11日（火）午前5時45分頃、当所管下横浜拘置支所（以下「同支所」という。）監督巡回勤務職員が、同支所 [] に収容中の刑事被告人 []（以下「事故者」という。）を視察した際、 [] が確認できなかったことから、同時58分頃、監督巡回勤務職員らが同居室を開扉して事故者の状態を確認したところ、事故者の呼吸及び脈拍が確認できなかったため、同時59分、直ちに非常通報を行った。その後、同通報により、駆け付けた監督当直者ほか数名の職員により、事故者に対し、AED等を使用して救命措置を講じるとともに同6時2分に救急車の要請を行い、同6時28分、 [] 病院に救急車で搬送したが、同時33分、同病院の医師により、事故者の死亡が確認された。

なお、 [] 同階巡回職員は、 [] ことを確認して以降も、定められた巡回頻度で巡回しており、同日午前5時40分に巡回した際にも [] し、特段の異状は認められなかったことを確認している。

おって、 [] に実施された司法解剖においては、事故者の直接死因が [] 旨の所見が示されている。

事故の状況	1 発 生 年 月 日 2 発 見 時 刻 3 場 所 4 方 法	1 令和4年10月11日（火） 2 午前5時58分頃 3 横浜拘置支所 [] (単独室) 4 直接死因として [] との所見が示されていることから、 []
	5 経 緯	5 (1) [] 事故者は、 []

<p>況</p>		<p>から当 所に入所した なお、同支所では、入所時において、 等を踏ま え、自殺危険性を と判定した。</p> <p>(2) に収容した。</p> <p>(3) 巡回職員看守 (以下「看守」という。)が、 を視察した際、事故者は ことを確認した経緯があるところ、同時 刻以降も看守は、同4時から同時30分まで の休憩後、同時40分、同時55分、同5時10 分、同時25分、同時40分に事故者の居室を巡 回視察しているが、特段の異状は認められず、巡 回の都度、 を確認し ている。</p> <p>(4) 同5時45分頃、 を監督巡回して いた夜勤班長副看守長 (以下「 副看守長」という。)が、 を視察した際、 事故者は であり、 副看守長が同日午前2時 頃に監督巡回した際には、 であった。</p> <p>このため、 副看守長は、同 廊下側 窓を開け、声を掛けながら、事故者の を 確認したところ、 が確認できたことから、そのまま巡回を続け て一旦処遇部門に戻ったものの、前述の状況か</p>
----------	--	---

	<p>ら、事故者の状況を詳細に確認する必要があると考え、本錠を携行し、同[]に戻った。</p> <p>(5) 同時58分頃、[]副看守長は、事故者に再度声を掛けたものの反応がなかったことから、同階巡回中の[]看守とともに、同[]を開扉して事故者の状態を確認したところ、事故者の呼吸及び脈拍が確認できなかつたため、同時59分、多機能無線機により非常通報した。</p> <p>(6) 同通報により、監督当直者副看守長[](以下「監督当直者」という。)らが現場に駆け付け、事故者の状態を確認し、監督当直者の指示により、[]副看守長が事故者にAEDを装着するため仰向けにして上衣を胸部あたりまでまくり上げた際、事故者の前頸部から頭頂部にかけて髪止めゴムが掛けられていたことから、主任看守[]が事故者の首から同ゴムを外した。</p> <p>その後、[]副看守長らが事故者に対し、胸部心臓マッサージ及び手動式蘇生器による人口呼吸の救命措置を施し、AEDを装着し作動させた結果、電気ショックは不要であり、心臓マッサージ等を実施する必要がある旨アナウンスされたことから、心臓マッサージ等の救命措置を継続した。</p> <p>(7) 同6時2分に救急車の出動を要請し、同時11分に救急隊員が同第5室に到着して当所職員と交代し事故者に対する救命措置を開始した後、同時14分、同隊員らが事故者をストレッチャーに乗せて救急車まで搬出し、同時21分、救急車が[]病院に向けて出発し、同時28分、同病院に到着した。</p> <p>(8) 同時33分、同病院医師により、事故者の死亡が確認された。</p> <p>(9) 同時58分に横浜地方検察庁、同日午前7時5分に横浜地方裁判所、[]に、それぞれ本件事案について通報した。</p>
--	---

(10) 同日午前8時30分、同9時、同9時30分に、[redacted] (以下「[redacted]」という。) に対し、本件事案について通報しようとするも連絡が取れなかったため、同11時50分、事故者が死亡した旨の文書をファクシミリ送信した。

(11) 同日午後1時から [redacted] において、横浜地方検察庁検事 [redacted] (以下「[redacted] 検事」という。) による司法検視及び当所支所長による行政検視が行われた。なお、司法検視の結果、 [redacted] 検事の指示により、 [redacted] において、司法解剖が行われることとなった。

(12) 同月11日(火)午後2時41分から同時44分までの間、同 [redacted] において、 [redacted] 検事等による見分が行われた。

(13) 同日午後3時8分から同4時48分までの間、同 [redacted] の居室検査を実施したところ、特段の異状は認められず、遺書等も発見されなかった。

(14) 同月12日(水)午前10時4分、 [redacted] に、本件事案について [redacted] した。その際、 [redacted]

[redacted] を通知した。

なお、 [redacted]

[redacted] に通知はしていない。

同 [redacted] 以降、 [redacted]

[redacted] から [redacted]

		<p>旨の電話連絡があり、都度、横浜地方検察庁にその旨の電話連絡を行っていたところ、同月14日（金）午前8時50分頃、横浜地方検察庁から [redacted] こと、その旨を [redacted] に連絡していることについて電話連絡があった。</p> <p>(15) [redacted] において、 [redacted] による司法解剖が行われ、直接死因は、 [redacted] であり、死因の種類は、自殺である旨の死体検案書が作成された。</p> <p>(16) [redacted]</p> <p>(17) 上記(16)について、 [redacted] に対し [redacted] しようとするも連絡が取れなかったため、同時39分、 [redacted] に対し、 [redacted] 旨の文書をファクシミリ送信した。</p> <p>(18) 同月18日（火）午後1時15分、 [redacted]</p> <p>(19) [redacted]</p> <p>(20) 同日午後5時29分、 [redacted] から [redacted] を内容とした文書がファクシミリ送信され、同月20日（木）午前10時3分、 [redacted] 旨の文書をファクシミリ</p>
--	--	--

	<p>6 使用器具 7 逮捕制圧等の状況 8 事故による犯罪 9 その他</p>	<p>リ送信した。 (21) [Redacted] 6 該当事項なし 7 該当事項なし 8 該当事項なし 9 特記事項なし</p>
<p>事故者</p>	<p>1 事故者の種別 2 身分 3 氏名 4 生年月日 5 罪名又は事件名 6 刑名・刑期 7 刑の起算日又は入所日 8 刑の終了日 9 犯数 10 制限区分及び優遇区分 11 所内における行状 12 本籍 13 住所 14 要注意等の指定の有無 15 その他</p>	<p>1 自殺した者 2 刑事被告人 3 [Redacted] 4 [Redacted] 5 [Redacted] 6 [Redacted] 7 [Redacted] 8 該当事項なし 9 [Redacted] 10 該当事項なし 11 [Redacted] 12 [Redacted] 13 [Redacted] 14 [Redacted] 15 該当事項なし</p>
<p>職員の状況</p>	<p>1 配置及び勤務状況 2 監督方法</p>	<p>1 [Redacted] 勤務職員は、事故発生時、同 [Redacted] を巡回視察（おおむね20分に1回）する方法により勤務していた。</p>

況	3 職責処理の状況	2 監督当直者1名及び夜勤監督者■名が、随時、監督巡回を実施していた。 3 該当事項なし
事態収拾の措置	1 職員の非常招集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警察署への依頼	1 本件事案対応職員として、支所長以下8名の職員を非常招集した。 2 該当事項なし 3 該当事項なし 4 該当事項なし
事故の原因・動機	1 事故者の動機 2 施設側の欠陥	1 上記5経緯(13)のとおり、法務事務官看守長■ほか2名の職員が、事故者の居室検査を実施したものの、遺書等は発見されず、動機は不明である。 2 上記5経緯(15)のとおり、■
事故者に対する措置	1 懲 罰 2 事 件 送 致	1 該当事項なし 2 該当事項なし
改善事項	1 改善した事項	1 (1) 職員への注意喚起について 令和4年10月11日(火)の職員退庁時、処遇首席が本件事案の概要を説明した上で、被収容者の動静に不審な点が認められた場合には、声掛け等を行うなどして心情把握を徹底するよう注

		<p>意喚起を行ったほか、各職域における朝のミーティング時、統括矯正処遇官から注意喚起を行った。</p> <p>(2) 内規の発出による保安管理体制の強化 令和4年10月12日付け支所長指示第22号「自殺事故の防止について」及び [REDACTED] [REDACTED] を発出し、同種事案の防止の徹底を図った。</p>
<p>その他参考事項</p>	<p>2 改善すべき事項</p> <p>マスコミ等からの取材</p>	<p>2 該当事項なし</p> <p>令和4年10月11日(月)午後8時2分、報道機関への公表を行ったところ、朝日新聞、NHK、神奈川新聞、共同通信社、TBS、読売新聞、東京新聞、毎日新聞及びテレビ朝日の計9社から電話による取材があり、ネット記事が5件、同月12日(火)の読売新聞及び毎日新聞の朝刊に掲載された。</p> <p>なお、公表前にも、公表予定の有無等についてNHKから取材があった。</p>